



大藏大臣宛

伯林ヨリ 昭和十八年一月二十三日着 (土)

湯本財務官

獨逸第一號 (續)

(四) 一九四一年ノ獨逸ノ國民所得ハ大藏大臣ノ發表スル所ニヨレハ一〇一—一五ノ一單位十億馬克以下同シナルカ之ト政府消費トノ對照ニ付次ノ二方法行ハル

(1) 純國民所得 一五至 (2) 占領地等ヨリノ貢納一五乃至一七ヲ加ヘ (3) 消費シ得ヘキ國民生産物 (勞務收益ヲ含ム) ノ額ハ一三〇乃至一三二トナルカ之ニ (4) 生産物ノ原價ニ加算セララルヘキ租稅二〇 (5) 政府等ノ歳出ニシテ俸給等國民ノ所得トナルモノ一ニ乃至一五ヲ加ヘ (6) 總國民所得一六二乃至一六七トナル、然ルニ (7) 政府其他ノ公共消費ハ一〇〇 (8) 民間消費ハ七〇乃至七五ト推定セララルヲ以テ結局五乃至一〇ノ最高及最低計數ヲ夫々取リテ算出セハ共ニ八ノ程度ノ國民資本ノ喰込トナル



(1) 純國民所得 一五二 (2) 原價ニ加算セラレヘキ租税ニ〇ニ加フル
 トキハ (3) 總國民所得ハ一三五トナル、然ルニ (4) 政府等消費一〇〇
 ヨリ (5) 國民ノ所得トナルモノ一二乃至一五及 (6) 占領地等ヨリ、貢
 納一五乃至一七ヲ控^除シタル (7) 政府純國內消費約七〇ト (8) 民間消
 費七〇乃至七五ヲ賄フ爲ニハ結局五乃至〇程度ノ國民資本、喰込ヲ要ス

(五) 國民所得ノ計算ハ米國ニテハ Kuznetz 教授ノ國民經濟調查局及商務
 省英國ニテハ Bowley 教授及豫算白書、モ、アルカ是等ヲ綜合シテ

近著、「エコノミスト」誌ハ (1) 總國民所得 (2) 政府消費 (3) 民間消費及
 (4) 資本蓄積 (又ハ喰込) ノ對比ヲ行ヒ兩國ノ戰時消費支辨方法ノ相
 違ヲ明ニセリ (以下標準年度ノ總國民所得ヲ一〇〇トスル) 指數ナリ

- (1) 英國標準年ナル一九三八年ニ於テハ (1) 一〇〇 實額五二四〇百萬磅
 (2) 一六 (3) 七七 (4) 六 (5) ナリシガ一九四〇年ニハ (1) 一〇四 (2) 四九 (3)
 七一 (4) 減一六 (5) 一九四一年ニハ (1) 一一一 (2) 六一 (3) 六九 (4) 減一九
 一九四二年 一 一九四三年度 (「エコノミスト」誌豫想) ニハ (1) 一
 一四 (2) 六七 (3) 六四 (4) 減一七

(ロ) 米國ノ標準年ナル一九三九年ニ於テハ (1) 一〇〇〇 (實額八一四億弗)

(2) 一七 $\frac{7}{10}$ (3) 七八 (4) 四 $\frac{3}{10}$ 一九四〇年ニハ (1) 一〇九 $\frac{7}{10}$ (2) 一八 $\frac{3}{10}$ (3) 八二

$\frac{7}{10}$ (4) 八 $\frac{3}{10}$ 一九四一年ニハ (1) 一二六 (2) 二六 $\frac{7}{10}$ (3) 八八 (4) 一一 $\frac{7}{10}$ 一九四

二年一 一九四三年度 (M. Gilbert 豫想) ニハ (1) 一四八 (2) 六九 (3) 七

六 $\frac{7}{10}$ (4) 二 $\frac{7}{10}$

(内) 去ル一月七日ノ豫算教書ニ於テモ「ルーズベルト」ハ來年度歳出ハ

一〇九 (單位十億弗) ニ上リ内軍專費ハ陸軍六二、海軍二二、其他一六

計一〇〇 (武器六六、給與及輸送二一、工場建設二、其他建設貸與法關係

ヲ含ム其他經營六)、其爲二一六ノ增收計畫ヲ樹テ歳入ハ五一ニ上ル

見込ナルモ國債ハ來年度末ニハ二一〇 (一九四二年末一一三) ニ達

スヘク且國民所得ハ二三五ニ上ル見込ナルモ國民一人ノ使用ニ充ツ

ヘキ物資及「サイガイ」ノ額ハ一九四一年ノ六二五弗平均ニ比シ

來年度ニ於テハ五〇〇弗ニ低下セシムルノ外無シト述ヘタリ

一月二十二日